インフォームド・コンセントの手続き等の簡略化

《簡略化の要件》

要件を満たす場合、チェック及びその理由を記載してください。

* ①　研究の実施に侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴わないこと
* ②　手続を簡略化することが、研究対象者の不利益とならないこと

　　　　　理由：

* ③　手続を簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること

　　　　　理由：

* ④　社会的に重要性が高い研究と認められるものであること

　　　　　理由：

《簡略化の処置》

①～③のうち、該当するものにチェックをし、その方法を詳細に記載してください。

* ① 研究対象者等が含まれる集団に対し、試料・情報の取得及び利用の目的及び内容（方法を含む。）について広報すること

|  |
| --- |
| 方法： |

* ② 研究対象者等に対し、速やかに、事後的説明（集団に対するものを含む。）を行うこと

|  |
| --- |
| 方法： |

* ③ 長期間にわたって継続的に試料・情報が取得され、又は利用される場合には、社会に対し、その実情を当該試料・情報の取得又は利用の目的及び方法を含めて広報し、社会に周知されるよう努めること

|  |
| --- |
| 方法： |

※倫理審査委員会で承認された場合のみ、簡略化の手続きが可能となります。